

- → 最低賃金額を下回る賃金は法律違反となり、下回った場合、 差額を請求できます
- → 最低賃金は、パートタイマーや学生バイト、臨時、嘱託など雇用 形態や呼称に関係なく、原則**すべての労働者とその使用者** に適用されます
- 承書で働く人は、派遣先の都道府県の最低賃金が適用され

勤務する場合

深夜割増25%を加算

1,103 幣

「深夜割増」以外にも「時間外割増」や「休日割増」が加算されるケースがあり



裏面で自分の時給を 計算してみよう!

「おかしいな?」「低いかも?」と思ったら「なんでも労働相談ホットライン」へ

00.0120-154-052

スマホ・ 携帯OK



日本労働組合総連合会栃木県連合会(連合栃木)

〒320-0052 栃木県宇都宮市中戸祭町821栃木県労働者福祉センター3F https://rengo-tochigi.or.jp/

連合栃木